

知財信託の会計について

慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 太田康広

はじめに

本稿の目的は、知財信託のオリジネータ（委託者兼受益者）がその信託をどのように会計処理すべきかという点に関して基本的な考え方を提示することである。ただし、以下の議論のうち、具体的な会計基準等にもとづいていない部分や意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解にすぎず、何ら規範性のあるものではない。具体的な会計ルールは、今後、会計基準設定機関が公表していくことになる。

筆者の意見では、知財信託は、それが財産管理目的のものであれば、信託財産を直接保有しているかのように処理し、それ以外の場合には、個別財務諸表上は持分法類似の純額法で処理するのが適当である。また、個別財務諸表上、純額法で処理された知財信託について、知財信託に意思決定機能があり、連結財務諸表作成会社がその信託を支配しているときには、信託財産を全部連結して会計報告するのが適切であると思う。一方、信託を、個別財務諸表上、直接保有処理している場合や、信託に意思決定機能がない場合、信託に意思決定機能があっても連結財務諸表作成会社がその信託を支配していない場合には、連結財務諸表上、特殊な処理は必要ない。連結財務諸表は、個別財務諸表にもとづいて作成されるため、個別財務諸表上の直接保有処理や持分法類似の純額法的な処理の結果が自動的に連結財務諸表にも反映されることになる。

本稿は次のように構成される。まず、知財信託の会計を論じる前に、これと密接な関係にある連結会計の基本的な考え方を第1節で簡単に見ておくことにする。第2節においては、知財信託を個別財務諸表上どのように処理すべきかを、金融資産の信託、不動産信託に関する現行ルールとその背後にある考え方にもとづいて議論する。第3節においては、知財信託を連結範囲に含めるかどうかを特別目的会社や投資事業組合に関する現行ルールと照らし合わせて論じることにしたい。第4節は、結論である。

1. 連結主体論と連結方法

日本では、従来、個々の会社ごとに作成した個別財務諸表が中心的な財務諸表とみなされていたが、事業部門を子会社化するケースや、別の会社を買収して事業を営むケースなど、企業の活動単位と法人格とが一致しなくなってきたため、実質的に1つの企業として活動する企業集団を単位として作成する連結財務諸表が重要視されるようになってきた。まず、企業会計審議会の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（昭和50年6月24日）によって連結財務諸表が制度化され、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」（平成9年6月6日）によって、個別財務諸表に代わって、連結財務諸表が中心的な財務諸表とみなされるようになった。

連結財務諸表を作成するときに採用する連結主体に関しては、次の3つの考え方がある。

(1)親会社株主説、(2)親会社説、(3)経済的単一体説の3つである。

(1) 親会社株主説と比例連結

親会社株主説というのは、連結財務諸表を報告する相手を、あくまで親会社の株主に限定し、親会社株主に直接関連する財政状態と経営成績だけを報告するという考え方である。

たとえば、資産と負債の公正価値（時価）がそれぞれ100、60の会社の持分の70パーセントを取得したケースで、その持分の取得価額が35の場合、企業結合の仕訳は次のとおりになる。

(借)	資産	70	(貸)	負債	42
	のれん	7		投資	35

つまり、資産、負債の各項目に親会社の持分割合を乗じ、親会社持分割合に比例的に連結を行なう。この処理を**比例連結**という。比例連結の場合には、親会社以外の株主（少数株主）の持分とそれに対応した資産・負債は連結財務諸表に現れてこない。また、親会社の株主に帰属する純資産と投資勘定の差額は、のれんとして処理される。この比例連結という方法は、以下に説明する全部連結という方法と対比する意味で、部分連結と呼ばれることがある。

現在の会計ルールにおいては、比例連結は、子会社の連結方法としては、国内的にも国際的にも採用されていない。かつては、任意組合、パートナーシップ等への出資につき、個別財務諸表上、比例連結類似の総額法が原則とされていたが、現在は純額をもって表示するのが原則とされている¹。

(2) 親会社説と全部連結

親会社説は、連結財務諸表を報告する相手を親会社の株主に限定する点では、親会社株主説と同様であるが、親会社の実質的な支配力のおよぶ範囲はすべて連結の対象とする点が異なっている。親会社説の下では、親会社と子会社を合算した企業集団全体の財政状態と経営成績を報告し、そこから子会社の少数株主に帰属する持分を明示し、企業集団に帰属する損益から少数株主に帰属する損益を控除することで、親会社株主に帰属する損益を明示する**全部連結**という方法が採用される。

先ほどの例と同様に、資産100、負債60の会社の持分の70パーセントを35で取得した場合、企業結合の仕訳は、次のようになる²。

¹ 日本公認会計士協会、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」、平成12年1月31日、最終改正平成18年10月20日、第132項および第308項を参照せよ。

² これは、少数株主持分に相当する資産および負債も含めてすべてを時価評価する方法（全部時価評価法）による処理を前提としたものである。親会社の持分に相当する部分にかぎって時価評価する方法（部分時価評価法）も認められている。企業会計審議会、「連結財務諸表原則」、昭和50年6月24日、最終改正：

(借)	資産	100	(貸)	負債	60
	のれん	7		少数株主持分	12
				投資	35

ここで、少数株主持分 12 に対応するのれんが計上されていないことに注意する。計上されているのれん 7 は、あくまでも投資勘定 35 が親会社株主に帰属する承継純資産 $(100 - 60) \times 0.7 = 28$ よりも大きい部分として計算されているのである。

現在の会計ルールでは、国内的にも国際的にも、実質的に支配下にある子会社に関しては、全部連結を採用することになっている³。

なお、連結主体として親会社説を採用し全部連結を行なう場合であっても、少数株主持分を負債とみなすか、純資産とみなすかという問題がある。現行の日本基準では、少数株主持分は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権とならんで、純資産の部に計上することになっている⁴。しかし、少数株主に帰属する利益は、連結損益計算書において、費用として利益から控除され、当期純利益は親会社の株主に帰属する利益の額として計算される。

(3) 経済的単一体説と全部連結

経済的単一体説では、連結主体として、経済的に一体の関係にある企業集団全体を採用する。連結財務諸表を報告する相手を親会社の株主だけに限定せず、子会社の少数株主も報告相手と考える。企業集団全体が連結主体とされるのであるから、連結方法としては当然に全部連結が採用される。連結貸借対照表上、少数株主持分は純資産の部に算入し、親会社株主持分と少数株主持分は全体として純資産の部を構成するものとする。連結損益計算書上は、少数株主持分損益を控除する前の企業集団の損益を当期純利益とすることになる。また、経済的単一体説を採用した場合、少数株主に帰属するのれんも貸借対照表に計上するのが整合的である。

親会社説と同じ例を使って説明しよう。親会社が、資産 100、負債 60 の子会社の持分の 70 パーセントを 35 で取得した場合、企業結合仕訳は次のとおりになる。

平成 9 年 6 月 6 日、第四、二、1 を参照せよ。

³企業会計審議会、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」、平成 9 年 6 月 6 日、第二部、一、2、および、企業会計審議会、「連結財務諸表原則」、昭和 50 年 6 月 24 日、最終改正：平成 9 年 6 月 6 日、第四、一を見よ。

⁴実務上、企業の収益性の指標として広く利用されている自己資本利益率(ROE)を算定する場合の分母については異なる取扱いをすることがある。分子の当期純利益は少数株主持分損益控除後の数字であるから、分母の自己資本に少数株主持分を含めないほうが整合的であろう。現在、自己資本利益率を算定する際分母は、純資産の部から新株予約権と少数株主持分を控除した数値が使われることが多い。東京証券取引所、「決算短信・中間決算短信作成要領【連結財務諸表作成会社用】」、2006 年 8 月 29 日を参照せよ。

(借)	資産	100	(貸)	負債	60
	のれん	10		資本	15
				投資	35

ここで、親会社持分に相当する純資産は28であり、この時価が35であるから、少数株主持分に相当する資本は $(100 - 60) \times (1 - 0.7) \times (35 / 28) = 15$ となる。また、のれんの金額は、 $(100 - 60) \times (35 / 28) - (100 - 60) = 10$ である。

連結主体として、親会社株主のほか、子会社の少数株主も含めて考える経済的単一体説は、現在のところ、国際的に見ても一般的ではない。日本の「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」においても、経済的単一体説を検討の対象とはしたものの、結局は、従来どおり、親会社説の考え方を採用した(第二部、一、2)。ただし、近年、アメリカにおいて、少数株主に帰属するのれんも貸借対照表に計上しようという提案があり、今後の動向が注目される⁵。

(4) 一行連結としての持分法

通常、連結の対象となるのは、報告主体が実質的に支配している企業にかぎられる。しかし、関連会社など、実質的に支配しているとまではいえなくても、重要な影響をおよぼすことのできる企業が存在する場合がある。こういう企業に関しては、**持分法**(equity method)が適用される。

持分法というのは、あたかも連結対象であるかのように、内部取引の除去、のれんの償却等の会計処理を行なうものの、資産や負債を貸借対照表に総額計上せず、その純額のみを投資勘定で報告し、損益については、これを投資勘定に加減することで認識する方法である⁶。いったん、仮想的に連結したあと、貸方と借方をすべて相殺し、一行で連結する方法ともいえるので、ときに一行連結とも呼ばれる。日本基準では、報告主体が重要な影響をおよぼすことのできる関連会社株式に対して、連結財務諸表上、持分法が適用される⁷。また、すでに述べたように、近年、任意組合やパートナーシップなどに対する出資金の取扱いも、個別財務諸表上、持分法類似の純額法が採用されることとなった。

(5) その他の有価証券の評価

「金融商品に関する会計基準」においては、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券(「その他の有価証券」という)は、時価をもって貸借対照表差額とし、評価差額については、純資産の部に計上するか、評価益相当

⁵ Financial Accounting Standards Board (FASB), *Business Combinations—a replacement of FASB Statement No. 141 (Proposed Statement of Financial Accounting Standards)*, FASB, June 30, 2005, para. 49.

⁶ 企業会計審議会、「連結財務諸表原則注解」、昭和50年6月24日、最終改正：平成9年6月6日、注解17を見よ。

⁷ 個別財務諸表上は取得原価で評価される。

額のみ純資産の部に計上し、評価損相当額は当期の損失として処理することになっている⁸。

(6) 連結における基本的な考え方

以上、連結主体の議論と連結に関する会計ルールを概観した。それでは、こうしたルールの背後にある基本的な考え方はどのようなものであろうか。

親会社の株主に帰属する損益を計算・報告し、これに関連する資産や負債を表示するというだけであれば、親会社の株主に帰属する部分だけを比例連結して表示すればよい。貸借対照表上に少数株主持分を表示し、少数株主持分も含めた企業集団全体の損益を計算してから、少数株主持分損益を控除して連結損益を計算する全部連結の手続きは、親会社の株主に帰属する持分と損益を表示・報告する上で、不必要に詳細であると考えられるかもしれない。

しかし、親会社が、ある企業の持分の過半数を保有し、その企業の資産・負債全体の利用方法を実質的に指図することができる場合には、親会社の支配力のおよぶ範囲を示すことに一定の意義があると考えられているようである。たとえば、資産 100 を保有する企業の持分の 70 パーセントを保有し、資産 100 全体の動向を左右できるということは、資産 70 に対する持分を持っているということ以上の経済的意義があると考えられているわけである。ある企業を実質的に支配していれば、その親会社は、自社にとってのみ有利であって、少数株主にとって不利な方針であっても、その方針を貫くことができる⁹。

連結対象とする企業の範囲をどのように定めるかについては、特段の理論的根拠があるわけではないが、現在の会計ルールにおいては、連結貸借対照表は、親会社の支配のおよぶ範囲の資産・負債を表示し、連結損益計算書は、親会社の支配のおよぶ範囲の損益を表示してから、親会社の株主に帰属する損益を計算することになっている。逆に、連結財務諸表作成会社がある企業の意思決定に重要な影響力を行使できるととどまり、その企業の意思決定を完全に支配できない場合には、関連会社として扱われ、連結財務諸表上、持分法が適用される。

しかし、以上の議論は、対象となる企業に経営上の裁量の余地があり、経営方針によって、対象企業の持分価値が変動しうることに前提になっている。これに対して、対象企業があらかじめ指定された方針にしたがって運営されるだけのたんなる機械的存在であり、持分権者が対象企業を清算して残余財産を受け取るオプションを持っていなければ、その企業の資産と負債を総額として連結貸借対照表や個別貸借対照表上に掲載する実質的な意味はないであろう。その企業の持分の過半数を保有している連結財務諸表作成会社の意向がどうであろうと、その企業の意思決定にまったく影響を与えることができないからであ

⁸企業会計基準委員会、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、平成 18 年 8 月 11 日、第 18 項。

⁹たとえば、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、2005 年度（2006 年 3 月期）の有価証券報告書において、「当社の親会社である日本電信電話株式会社が、当社の他の株主の利益に反する影響力を行使することがあり得ること」を事業のリスクの 1 つとして掲げている。

る。現行ルール上も、意思決定機能がなく、経営方針を左右することで、事業からのキャッシュ・フローを増減させることのできない特別目的会社は、連結の対象から外し、持分法類似の純額法で処理することになっている¹⁰。なお、与えられた条件に機械的に反応する特別目的事業体を適格特別目的事業体(QSPE: qualifying special purpose entity)と呼んで、連結範囲から除外するルールはアメリカにおいても見られる¹¹。

2. 知財信託を個別財務諸表上総額表示すべきか

以上に解説した連結に関する基本的な考え方と処理方法を前提として、ありうべき知財信託の会計について考えることにしよう。注意すべき点は主として2つある。1つには、個別財務諸表上、信託に比例連結類似の総額法を適用すべきか、それとも持分法類似の純額法を適用すべきかという点である。もう1つの論点は、信託を連結対象とするかどうかである。本節では、個別財務諸表上、信託に全部連結類似の金融取引処理を適用すべきか、比例連結類似の総額法を適用すべきか、それとも持分法類似の純額法を適用すべきかという点に関する現在の会計ルールを概観する。

なお、信託を設定するオリジネータが信託受益権をすべて外部に売却してしまえば、その信託がオフバランスになることに異論はないので、オリジネータが少なくとも一部の信託受益権を手許に残しているケースを考えよう。

(1) 信託導管論

信託を設定するオリジネータが少なくとも一部の信託受益権を手許に残しているケースにおいては、税務上は、実質所得者課税の原則(法人税法第11条および所属税法第12条)にしたがい、信託導管論と呼ばれる考え方が適用されることが多い。信託導管論が適用される場合には、信託が一定の所得を生み出したとしても、信託そのものには課税せず、その信託に対する受益権を持っている経済主体に、持分割合に応じた所得があったものとして課税する。この考え方の下では、信託そのものが課税されないことから、いわゆる二重課税が回避できることになる。

信託導管論は、信託を独立課税主体とするかどうかを決めるときに、信託をたんなる導管体と見て、信託自体には課税しないという考え方であって、必ずしも財務会計上の処理を決定するものではない。しかしながら、通常は、税務上の考え方と平仄を合わせて、信託の資産と負債をオリジネータの持分割合に応じて貸借対照表上に計上し続けることになる。この処理は、個別財務諸表上のものであるが、手続きとしては、比例連結と同じこと

¹⁰ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、昭和38年11月27日大蔵省令第59号、最終改正：平成18年4月26日内閣府令第56号、第8条第7項を見よ。

¹¹ 適格特別目的事業体については、FASB, *Statement of Financial Accounting Standards No. 140: Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities (a replacement of FASB Statement No. 125)*, FASB, September 2000, para. 35を見よ。より具体的な指針は、FASB, *FASB Interpretation 46(R): Consolidation of Variable Interest Entities (revised December 2003)-an interpretation of ARB No. 51*, FASB, December 2003にある。

になろう。オリジネータがすべての受益権を保有しているのであれば、オリジネータは、信託の設定の前後にかかわらず、信託対象の資産を貸借対照表に計上し続け、科目の振り替えも行なわないことになる。

このように信託財産を直接保有しているかのような会計処理は、信託がもっぱら財産管理のために設定されている場合には、一定の合理性を持っている。とくに、信託が借入れを行わず、信託受益権が外部に売却されておらず、かつ、オリジネータが自己の都合にあわせていつでも信託財産を取り戻すことができるようなケースでは、実質的に信託財産を保有しているのと大きなちがいはないであろう。むしろ、信託財産を表わす科目が、信託受益権に切り替わってしまわないように、直接保有処理をしたほうがよいといえるかもしれない。

しかし、信託が借入れを行っていたり、信託受益権を外部に売却していたり、オリジネータが信託財産を取り戻すことができないとすると、信託の性格は必ずしも財産管理目的のものとはいえなくなる。こうしたケースにおいても、信託導管論の適用が望ましいかどうかについては検討の余地がある。

なお、信託導管論は、信託に固有の考え方であって、ほかの組織体にも同じ考え方が適用されるとはかぎらないようである。日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 132 項および第 308 項では、任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等への出資については、原則として組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を当期の損益として計上し、組合等の財産の持分相当額を出資金として計上することになっている¹²。この規定は、直接的には信託会計には適用されないものの、基本的な考え方は信託受益権にも共通するよう見受けられる。

(2) 信託財産が金融資産のケース

また、もし、信託財産が知的財産ではなく金融資産であったとすると、企業会計基準委員会の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 9 項の規定が適用されることになる。同基準によれば、金融資産の契約上の権利に対する支配がほかに移転したときには、その金融資産の消滅を認識しなければならない。金融資産の契約上の権利に対する支配がほかに移転するのは、次の要件がすべて充たされた場合である。

- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全されていること
- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受できること

¹² また、企業会計基準委員会実務対応報告第 21 号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」、平成 18 年 9 月 8 日は、有限責任事業組合について、「金融商品会計に関する実務指針」第 132 項および第 308 項の規定が適用されることを確認している。

(3) 譲渡人が譲渡した金融資産をその金融資産の満期日前に買戻す権利および義務を実質的に有していないこと

さらに、同基準注4は、譲受人が特別目的会社（信託を含む）の場合について規定している。すなわち、金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託または組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして、第9項(2)の要件を適用する¹³。

- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
- (2) 特別目的会社の事業が(1)の目的にしたがって適正に遂行されていると認められること

これは、特別目的会社が得た便益をそのまま証券保有者に引き渡す機械的存在であった場合、特別目的会社を譲受人と考えると、実質的に譲受人が契約上の権利を享受できなくなると考えることもできるので、そうした解釈を排除するという趣旨であろう。この注解が、証券保有者に何らかの会計処理を要請しているわけではないようである。

会計処理については、特別目的事業体が任意組合、パートナーシップ、匿名組合、リミテッド・パートナーシップのケースでは、「金融商品に関する実務指針」第132項および第308項を適用して、持分法類似の純額法を適用することになる。

「金融商品に関する実務指針」は、特別目的事業体が信託のケースについて、金銭の信託および有価証券の信託とそれら以外のものに分けてルールを定めている。通常、金銭の信託は信託財産の短期的な売買等で信託財産の価値を上昇させるものであるから、信託財産構成物が有価証券のケースが多い。これらの信託については、信託の契約ごとに保有目的を判定し、保有目的に合わせた評価を行なうことになる(第97項および第98項)。つまり、信託受益権をそのまま貸借対照表に載せることになり、信託導管論は適用されない。もっとも、このケースでは、信託財産の直接保有処理と信託受益権の保有処理とのあいだに大きなちがいはない。

金銭の信託および有価証券の信託以外の金融資産の信託については、信託受益権が①質的に単一のケースと②優先劣後のように質的に分割されているケースを分けて取扱いを指定している(第100項)。信託受益権が質的に単一の①のケースでは、信託受益権保有者が多数であって適用が困難なケースをのぞき、信託財産を受益権保有者が直接保有しているかのような処理するものとされている。すなわち、信託導管論を適用して信託の資産と負債を、個別財務諸表上、比例連結するのと同様の処理をする。一方、信託受益権が優先劣

¹³ オリジネータが特別目的会社に対する持分類似の受益権を保有してはいるが、特別目的会社が証券を発行していないケースについて、注4の適用があるのかどうかは明らかではない。

後等に分割されている②のケースでは、信託を独立した事業体とみなし、信託受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）とするか、信託からの有価証券（株式または債券）の購入として処理することになる。この考え方を信託実体論と呼ぶことがある。

（３） 信託財産が不動産のケース

以上、信託財産が金融商品であると仮定して会計ルールを記述したが、知財信託における信託財産は、特許権などの知的財産であって、金融商品に該当しない。その場合は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の適用はないことになる。一般に、金融商品以外の資産の信託に関しては、金融商品とは異なる取扱いが求められる場合があるので注意が必要である。

日本公認会計士協会の会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（平成 12 年 7 月 31 日）によれば、不動産の流動化スキームにおいては、金融商品のように、構成要素に分解した上で、個々の要素に対する支配の移転を問題とする財務構成要素アプローチではなく、対象資産を一体のものと考えて、その資産に関するリスクと経済価値のほとんどすべてがほかに移転した場合、その資産をオフバランスとするリスク・経済価値アプローチが採用される（第 3 項）。具体的には、流動化される不動産の価値がゼロとなったと仮定した場合、譲渡人の損失負担金額（リスク負担金額）が、流動化される不動産の譲渡時の時価のおおむね 5 パーセント以下であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転したものとする（第 13 項）。

$$\text{リスク負担割合} = \frac{\text{リスク負担の金額}}{\text{流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）}}$$

リスクと経済価値のほとんどすべてがほかに移転した場合、譲渡人はその不動産を貸借対照表から除去するとともに固定資産売却損益を計上する。

しかし、特別目的事業体の法的形式が信託であって信託受益権が質的に同一のものの場合には、リスク・経済価値アプローチの適用はない。このケースにおいては、リスク負担割合を算定して判断することなく、移転した部分についてのみ売却取引として会計処理を行なうことになる（第 20 項）。したがって、移転されなかった残存部分については、信託導管論を適用して比例連結類似の方法で処理されるのであろう。特別目的事業体の法的形式が信託ではなく、特別目的会社¹⁴の場合、残存持分は、有価証券または出資金として取り扱われる（設例 1）。

ただし、特別目的事業体の法的形式が信託であっても、信託受益権が質的に異なるものに分割されている場合には、リスク・経済価値アプローチを適用する。残存受益権に対し

¹⁴ 通常、特別目的会社は信託を含むが、第 20 項との関係上、このケースでは信託を含まないものと解するのが自然であろう。

ては、あたかも譲渡人の資産・負債であるかのように、持分比例的な総額法による会計処理が適用される（第 21 項および設例 3）。他方、リスクと経済価値のほとんどすべてがほかに移転していない場合には、譲渡人はその不動産を引き続き貸借対照表に計上し、自らの資産であるかのように損益を処理した上、ほかの持分権者から受け入れた金額は、あたかも借入れであるかのように処理することになる（第 5 項）。

（４） ルールの要約

以上のルールはかなり込み入っているので、直観的にわかりにくいことと思う。ルールの背景となる考え方の検討に移る前に、ここでルールを表にまとめておこう。

信託	金融商品	同質受益権		導管論・比例連結類似の総額法
		異質受益権		実体論・持分法類似の純額法
	不動産	同質受益権		導管論・比例連結類似の総額法
		異質受益権	リスク・経済価値が移転する	導管論・比例連結類似の総額法
リスク・経済価値が移転しない	導管論・全部連結類似の金融処理			

表 1： 信託会計の適用状況

信託に関する現在の会計ルールはおおむねこのように要約することができよう。しかし、その背後にある考え方は、さほど明らかではないように思う。受益権が優先・劣後など質的に異なるトランシェに分割されるとき、信託資産が金融資産であれば、信託実体論が適用され、信託資産が不動産であれば、信託導管論が適用される。金融資産の信託に対する受益権が優先・劣後のトランシェに分割されているとき、オリジネータが保有する受益権は、金融資産を直接保有する場合と質的に変化し、信託がオリジネータから独立した性格を有するようになると考えられているのかもしれない。また、信託資産が不動産の場合、オリジネータが劣後受益権を有しているときは、時価ベースの持分割合に比べて相対的にリスク負担金額が大きいので、信託導管論を適用して、内訳を示すことにしたのかもしれない。どちらの考え方にも一理あるように思うが、金融資産と不動産という信託財産の性質のちがいがこうした会計処理のちがいを正当化するようには思われぬ。両方の考え方が同時に適用されるようでは内的整合性に欠けるといわざるをえないであろう。

さらに、特別目的会社（特別目的事業体）が信託以外のケースであれば、残存資産・負債に対して持分法類似の純額法を適用し、特別目的会社（特別目的事業体）が信託の場合には、残存資産・負債を持分割合に応じて総額計上するというルールも説得力ある根拠に欠けているように思う。法的形式のちがいが経済的実質のちがいを反映しているかぎりに

において異なった会計処理が正当化される余地があるが、不動産の流動化スキームにおいて、信託形式を採用するか、信託形式以外の形式を採用するかというちがいが、経済的実質において決定的な差異を生み出すものとは考えにくい。オリジネータは、事実上、法的形式をどう選択するかによって、採用する会計処理を選択することができることになる。

また、不動産信託のケースで、リスクと経済価値のほとんどすべてが移転されたとは考えられないケースにおいては、信託不動産を貸借対照表に計上したまま、売却受益権の対価を借入れとみなして金融取引とすることになっている。これは、ある種、全部連結的な会計処理に相当する。ここで、全部連結的な処理が出てくるのは、不動産信託において、信託受益権が質的に異なるトランシェに分割される場合、財務構成要素アプローチを採用せず、リスク・経済価値アプローチによって信託全体を一つの単位として判断するからである。しかし、金融資産と不動産という信託対象資産の性質のちがいが、異なったアプローチの採用をどのように正当化するのか、さほど明らかではないように思う。

3. 知財信託を連結対象とするかどうか

現行ルール上は、信託に対する出資等に対応する数値が個別財務諸表に反映されている場合であっても、このことと、信託が子会社に該当し連結の範囲に含まれるかどうかということとは別個に判断すべきであり、子会社に該当するかどうかは、あくまでも支配力基準によって判定するものとされている¹⁵。したがって、個別財務諸表上、信託導管論を適用しないで、持分法類似の純額法を適用した場合であっても、連結財務諸表上、その信託を連結対象とするかどうかという問題が別に生じる。たとえ、ある信託が、個別財務諸表上、純額処理されたとしても、その信託が連結対象となってしまうと、最終的に信託財産は、連結貸借対照表上、オフバランスにならないことになる。

(1) 特別目的会社を連結するかどうか

財務諸表規則¹⁶の第8条第7項は、「資産の流動化に関する法律」第2条第3項に規定する特定目的会社と、特定目的会社と同様の事業を営んでいて事業内容の変更が制限されているような事業体を合わせて、特別目的会社と呼んでいる。この特別目的会社は、①それが、適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を、自社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、②事業がその目的にしたがって適切に遂行されていることを条件として、オリジネータや出資者の子会社には該当しないものとされている¹⁷。

¹⁵ 日本公認会計士協会監査委員会、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A」、平成 12 年 1 月 19 日、最終改正：平成 18 年 10 月 5 日、Q12 を見よ。

¹⁶ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号、最終改正：平成 18 年 4 月 26 日内閣府令第 56 号。

¹⁷ 企業会計審議会、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」、平成 10 年 10 月 30 日の三においても同様の記述がある。日本公認会計士協会監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」、平成 10 年 12 月

ここである特別目的事業体（特別目的会社）が連結範囲に含まれないための条件は、その事業体があらかじめ定められたルールに則って機械的に反応するだけの形式的な存在であることである。従来の信託であれば、土地信託などの一部の境界線上の信託を例外として、ほぼ与えられた条件に機械的に反応するだけの存在と見てよい。しかし、信託法の改正にともなって、今後、普及の見込まれる事業信託のケースのように、その事業体が自律的にビジネスを営んでいれば、オリジネータや出資者が意思決定機関を支配している場合には、連結範囲に含まれることになる。知的財産を対象とした信託の場合、その信託が、あらかじめ定められたライセンス・ポリシーにしたがって、機械的にライセンスを付与し、ロイヤリティを収集するだけの存在であれば、たとえ個別財務諸表上は信託導管論が適用されるとしても、連結対象に含める必要はない。しかし、その信託に意思決定機能があり、キャッシュ・フローの現在価値を最大化するための裁量の余地が残されているのであれば、その信託を実質的な事業体と考えて、支配力基準を適用して連結範囲に含めるかどうかを判定するのが自然である。

実質的にビジネスを営む事業信託が連結対象に含まれるかどうかを判断するにあたっては、企業会計基準委員会実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（平成 18 年 9 月 8 日）が参考になる。投資事業組合を連結範囲に含めるかどうかの判断にあたっては、まず、その投資事業組合が企業会計審議会、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」、平成 10 年 10 月 30 日の三に定める要件（財務諸表規則第 8 条第 7 項の要件と同じ。）を充たす特別目的会社に該当するかどうかの問題となる（Q1 また書き）。もし、この要件を充たす特別目的会社であれば、いわゆる適格特別目的事業体として扱われ、連結の範囲から除外されることになる。一方、この要件を充たさない投資事業組合については、誰が投資事業組合を支配しているのかを判定するための一連の判断基準が示されている。この判断基準はかなり複雑なものではあるが、その背後にある基本的な考え方は、誰が実質的に意思決定機関を支配しているのかを判定し、投資事業組合を実質的に支配している主体の連結範囲に含めようというものである。

実務対応報告第 20 号は、直接的には、投資事業組合の連結に関する判断基準を説明したものであるが、法的な組織構成が異なるとはいえ、知財信託に対しても、原則的に同じ考え方が適用できるものと思う。知財信託が、財務諸表規則第 8 条第 7 項の要件を充たす特別目的会社に該当すれば、適格特別目的事業体として連結範囲から除外される。もし、要件を充たさなければ、実質的な事業体として、実質的な意思決定権限を保有している主体の連結範囲に含めることになる。

8 日、最終改正：平成 14 年 4 月 16 日、4、および、日本公認会計士協会監査委員会、「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A」、平成 12 年 1 月 19 日、最終改正：平成 18 年 10 月 5 日、Q13 もあわせて参照せよ。

(2) 信託導管論と適格特別目的事業体の非連結

現行の信託に関する会計ルールが多くは、実務上の慣行に配慮した継ぎ接ぎ的なものであって、その背後に統一的な原理・原則があるようには見えない。

もともと、貸借対照表上に資産として計上されるためには、その資産が報告主体にとって裁量的に利用できるものである必要があるだろう。もし、信託資産がオリジネータから完全に分離されており、信託の方針、能力、活動等が制限されているのであれば、オリジネータがこの資産を利用して、超過的な利益をあげることは期待できない。したがって、報告主体が利用可能な経済的資源の1つとして貸借対照表に総額で計上する実質的な意義はない。

ただし、たとえば、連結グループ会社のあいだで知的財産を一箇所に集めて管理するような財産管理目的の知財信託のようなケースでは、信託財産がオリジネータから完全に分離されているとはいえないケースが多いであろう。この場合、信託が借入れを行わず、信託受益権を外部に売却しておらず、オリジネータが信託財産の買戻しオプションを有しているのであれば、報告主体が信託財産を実質的に保有しているのと変わりはない。このようなケースであれば、個別財務諸表上、信託導管論を適用して、信託財産の直接保有を擬制する処理にも一定の合理性があることと思う。

しかし、従来の信託法の枠内の信託には、通常であれば連結対象から外すべき適格特別目的事業体の性質を持っているものも多い。とくに、あらかじめ定められた方針にしたがって財産の運用を試みるような信託で、オリジネータの意向から完全に切り離された信託であれば、通常は連結対象から外すべき適格特別目的事業体の性質を持っているといえる。このような事業体に対して信託導管論を適用すると、連結対象から外すべき機械的存在を、個別財務諸表上、あたかも比例連結したかのように処理することを求めることになり、適格特別目的事業体を連結の範囲に含めないという考え方と大きく異なる結果をもたらすことになる。このような適格特別目的事業体は、連結範囲に含めず、個別財務諸表上は、資産・負債を総額計上しないで、報告主体の持分保有割合に応じた出資金や有価証券に置き換えるのが適切であろう。個別財務諸表上で純額処理されていれば、連結財務諸表上では特別な処理は必要ない。連結財務諸表が個別財務諸表にもとづいて作成されるものである以上、結果として、信託に対して持分法を適用したのと同じ結果となるからである。

このように、ある信託を連結範囲に含めるかどうかに関しては、現在の会計ルールにおいても、かなり明確な指針が示されているように思う。しかし、個別財務諸表上、信託導管論を適用すべきかどうかに関してはまだまだ問題が多い。今後、重要となるのは、どのような要件が充たされた場合に、信託導管論が適用されるべきかに関する判断基準を明確にしていくことであろう。

おそらく、信託導管論が実務上有力な会計処理方法になっている事実は、信託が独立課税主体となるかどうかに関する税務上の考え方が財務会計に大きく影響していることを示唆している。実務上は、課税当局から、信託を独立課税主体とみなされないようにするた

めに、無理に信託導管論を適用しているようにも感じられる。信託導管論にもとづく財務会計上の処理は、税務会計の財務会計に対する逆基準性の一例とってよいように思う。

4. 結論

現在までのところ、信託に関する会計ルールは、税務上の信託導管論の大きな影響下にある。しかし、適格特別目的事業体としての性格を持つ信託について、個別財務諸表上、比例連結類似の取扱いをすることは妥当であるとは思われない。今後は、財産管理目的の信託など、信託財産に対する支配がオリジネータに残っているような信託をのぞいて、個別財務諸表上は信託実体論にもとづいて純額法で取り扱い、連結財務諸表上は連結の範囲に含めないというルールに近づいていくものと予想する。他方、事業信託のように実質的なビジネスを営むものについては、個別財務諸表上は純額法で取り扱うものの、連結財務諸表上は通常の支配力基準によって連結すべきかどうか判定するようにルールが定まってくるのではないだろうか。事業信託であれば、信託であるという形式よりも、会社形態でビジネスを営む子会社との実質的な類似性のほうが強くなっていくからである。